

横浜港大さん橋出店者（ショップ）再募集要項

横浜港大さん橋国際客船ターミナルに入居する出店者（ショップ）を下記の要領で募集します。国際客船ターミナルとして、横浜港とその周辺の賑わいを創造するとともに、大さん橋のブランドを向上していただける出店者を募集いたします。

今回の募集は昨年12月に決定した1団体が出店辞退したことにより、その1区画（区画No.②）を再募集するものです。

なお、大さん橋指定管理者と出店者との間の契約には借地借家法の適用はありません。

1. 施設の概要

- (1) 名称 横浜港大さん橋国際客船ターミナル
- (2) 許認可主体 同ターミナル指定管理者
- (3) 所在地 横浜市中区海岸通1-1-4 同ターミナル2F
- (4) 開店予定 平成29年4月1日以降（同年3月1日以降出店可）

2. 出店者の募集概要

- (1) 募集業種
物販店・サービス店
- (2) 店舗内容

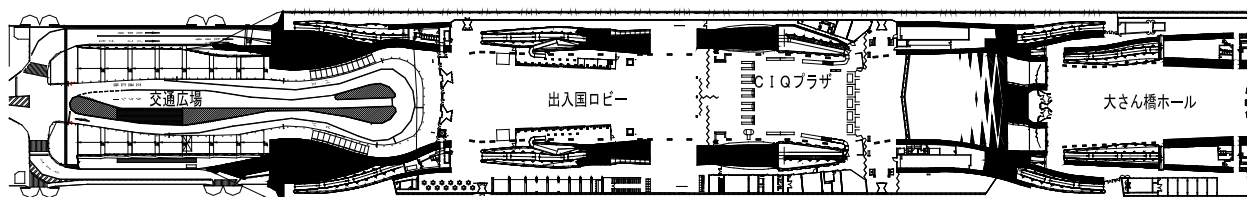
大さん橋への来場者数の向上を促し、同施設のブランド力を高める店舗。特に当ターミナル指定管理者とイベントの連携や施設運営に協力体制がとれる店舗。

- (3) 募集区画と店舗面積・使用料

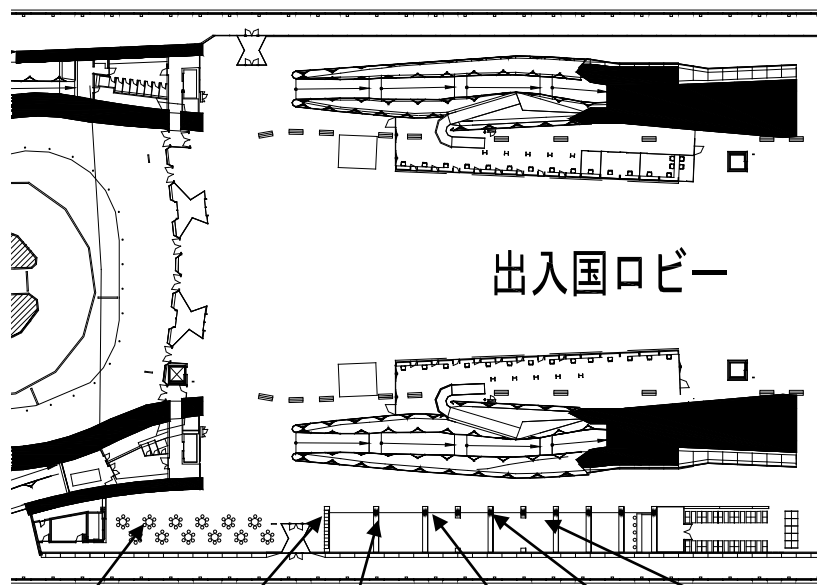
区画NO.②（29.02㎡） 物販店・サービス店（使用料は月額 90,000円）

区画No.	面積	現況	貸付単価	月額使用料
②	29.02㎡	ショップ	3,000円/㎡	90,000円

〔2階平面図〕

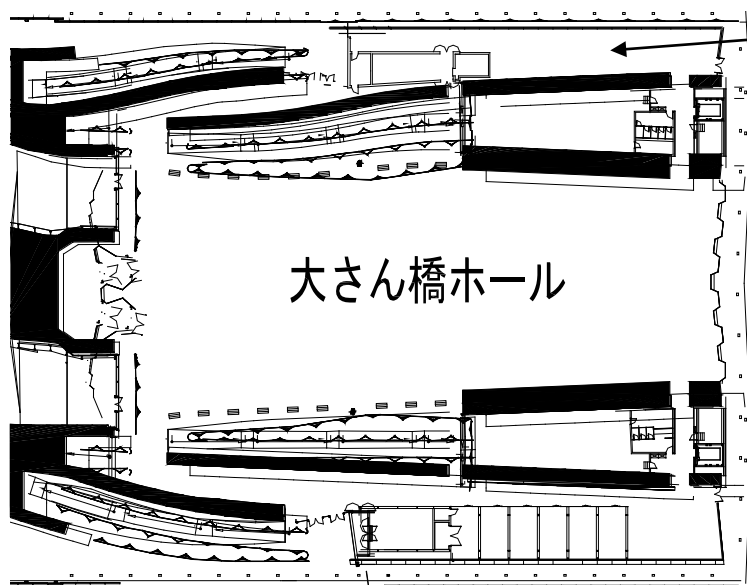


〔横浜港大さん橋国際客船ターミナル 2階ロビー&ホール〕



出入国ロビー

<HiLife> <②> <ロイヤルینگ> <泉水> <京急> <エクスポート>



<サブゼロ>

大さん橋ホール

(4) 出店者選定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 募集スケジュール

受付期間 平成29年1月6日(金)～同1月19日(木)

審査委員会 平成29年1月下旬～2月上旬

(書類審査通過者による事前説明会「プレゼンテーション」を開催する)

出店者決定 平成29年2月中旬(予定)

(6) 応募資格要件

- ・ 関東圏内に本部事業所又は支店を有する事業者。
- ・ 単独事業者又は複数の事業者で構成するグループ(JV)とする。
- ・ 横浜市暴力団排除条例第2条第2号、第4号及び第5号に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等、同条例第7条に規定する暴力団員等との密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員《業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。》が暴力団員等との密接な関係を有するとみとめられる者をいう。）又は神奈川県暴力団排除条例第23条(利益の供与等の禁止)第1項もしくは第2項に違反している事実がある者でないこと。

3. 審査及び選定

学識経験者・有識者などで構成される「大さん橋出店者選定審査委員会」を設置し、提案の審査を行う。

4. 許可条件等

(1) 許可形態

- ・ 横浜市港湾施設使用条例第3条の規定等に基づく許可制とする。

(2) 許可期間

- ・ 許可の日から最長で3年とする。
（但しその後の更新については指定管理者と協議する）

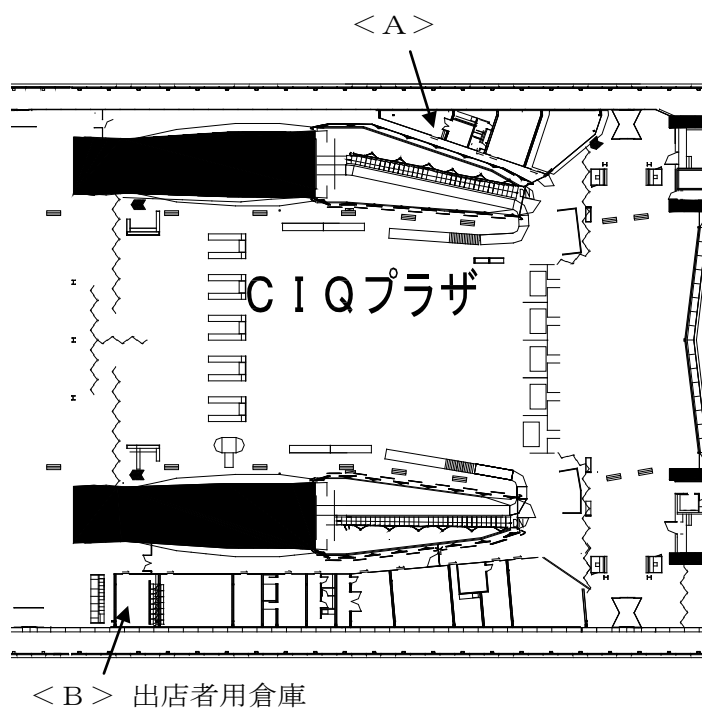
(3) 営業日・営業時間

- ・ 営業日は「横浜港大さん橋国際客船ターミナル」開業日と同じとする。
- ・ 営業時間は午前10時30分～午後7時30分とする。
○時間外営業、休業する場合は事前に指定管理者に申し出る。
○コア時間外営業は指定管理者と協議の上で決定する。

(4) 使用料

- ・ 横浜市港湾施設使用条例第17条の規定等に基づく。
- ・ 月額で1㎡当たり3,000円(小数点以下の面積は切り上げて算出)とする。
- ・ 倉庫を使用する場合は、月額で1㎡当たり1,000円(小数点以下の面積は切り上げて算出)とする。但し、数に限りがあるため希望に添えない場合もある。
※同条例の改定により使用料が改定されたときはそれに準じる。

〔横浜港大さん橋国際客船ターミナル 2階CIQ〕



区画No.	面積	現況	貸付単価
A	19 m ²	倉庫	1,500 円/m ²
B	1.1 m ² 1 区画 1.8 m ² 4 区画 2.2 m ² 2 区画	出店者用倉庫	1,000 円/m ²

(5) 諸費用

- ・ 共益費：施設の維持、保守に必要な経費として各店舗での負担とする。
 (共用施設の清掃、保安警備、ターミナル内サイン制作・掲出費等)
 飲食店以外 1 m²当たり 200 円
- ・ 電気・上下水道：個別経費(実費)はひと月ごとに下記単価での負担とする。
 電気 1kwh 当たり 22 円
- ・ 防災セキュリティ対策費を別途負担。(金額未定)

(6) 駐車場

- ・ 1 台分は無料とする。但し、車種・ナンバーは事前に届け出ることとする。
 それ以外の車両は駐車場の一般利用とする。
- ・ 店舗利用者への駐車券サービスは、500 円券(50 枚一束)とし、一束 15,000 円で利用できる。

5. 応募方法

出店企画・申込書に必要事項を明記の上、出店の趣意書(企画書)を添えて期日までに提出する。

【問い合わせ及び出店企画・申込書の提出先】

〒231-0002 横浜市中区海岸通 1-1-4

横浜港大さん橋国際客船ターミナル

大さん橋出店者募集 係

電話 : 045-211-2305